

施設使用料表

(平成31年4月1日改正)

大ホール

区分		9時～12時	12時～13時	13時～17時	17時～18時	18時～22時
A 入場料 0～1,000	平日	26,040	10,410	41,640	13,020	52,080
	土日祝	31,200	12,510	50,040	15,630	62,520
B 入場料 1,001～3,000	平日	39,120	15,630	62,520	19,530	78,120
	土日祝	46,920	18,750	75,000	23,430	93,720
C 入場料 3,001～	平日	52,080	20,820	83,280	26,040	104,160
	土日祝	62,520	25,140	100,560	31,260	125,040

1: A,B,C適用区分

A=入場料最高額が1人1回につき 1,000円以下のとき

B= " 1,000円を超え3,000円以下のとき

C= " 3,000円を超えるととき

2: 仕込みの場合の使用料

使用時間の属する規定時間区分のAの使用料の5割に相当する額

3: リハーサルの場合の使用料

使用時間の属する規定時間区分のAの使用料の10割に相当する額

4: 大ホールの使用に当たり、ホワイエの一部を営業目的(CD販売など)に使用する場合の使用料

1時間又はその端数ごとに大ホールの使用料に900円を加算する。

5: 継続使用の場合の利用しない規定時間区分の使用料

2日以上継続して使用する場合において、期間中に利用しない規程時間区分の使用料の額はAの使用料の額の5割に相当する額。

リハーサル室・研修室

(単位:円)

区分		1時間又はその端数
リハーサル室	平日	1,040
	土日祝	1,250
研修室	平日	460
	土日祝	550

練習室

(単位:円)

区分		1時間又はその端数
第1練習室	平日	320
	土日祝	380
第2練習室	平日	290
	土日祝	350

リハーサル室・研修室・練習室で
入場料を徴収する場合

使用料は、規定使用料の額の20割に相当する額とする。ただし、市外居住者が使用するときは、25割に相当する額とする。

(単位:円)

■空調	30分又はその端数ごと
大ホール	2,200
リハーサル室	240
研修室	120

※上記以外に、器具設備使用料などが別途かかります